

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年7月2日

熊本地方法務局 登記官 川 畑 文 保

記

- 1 手続番号  
第3300-2025-7018号  
(中止前の手続番号 第3300-2024-6026号)
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
上益城郡御船町大字木倉字井ノ元2319番3
- 3 地目  
田
- 4 地積  
310平方メートル
- 5 意見又は資料の提出先  
〒862-0971  
熊本市中央区大江三丁目1番53号  
熊本地方法務局不動産登記部門  
連絡先（096）364-2221